

入札心得（物品）

1 入札の基本的事項

- (1) 入札参加者は、関係法令ならびに地方独立行政法人市立秋田総合病院会計規程（以下「会計規程」という。）および地方独立行政法人市立秋田総合病院契約事務規程（以下「契約事務規程」という。）ならびに仕様書その他契約締結に必要な条件をすべて承諾のうえ入札に参加してください。
- (2) 入札手続きおよび入札の無効事由等については、原則として契約事務規程第2章（一般競争入札）又は第3章（指名競争入札）の定めに従うものとします。

2 入札の参加および辞退

- (1) 入札参加者は、指定した時刻および場所で行う入札に出席してください。指定した時刻に遅れた場合は、入札に参加できません（辞退したものとみなします）。
- (2) 入札を辞退する場合は、次の各項の区分に応じ、それぞれ手続きを行わなければなりません。
 - ア 入札の執行前にあつては、「入札辞退届」（様式7）を入札担当課に提出すること。
 - イ 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を開札までに入札執行者に直接提出すること。
- (3) なお、入札を辞退した場合でも、これを理由に以後の指名について、不利益な取扱いを受けることはありません。

3 公正な入札の確保および不正行為への措置

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律に抵触する行為、又は談合等の不正行為を行ってはなりません。
- (2) 入札の公正な執行を妨げる行為又は不正な利益を得るための協定その他これらに類する事実が確認された場合は、次の措置を講ずることがあります。
 - ア 契約事務規程第7条第2項の規程に基づく入札参加資格の制限
 - イ 秋田市指名停止措置要綱の例による、指名停止措置
- (3) 談合等の不正行為により当法人に損害を与えた場合は、契約解除のほか、被った損害の賠償（違約金等の請求）を求めることがあります。

4 入札の方法および筆記具の限定

- (1) 入札参加者は、「入札書」（様式8）を作成し、当該入札件名等を記載した封筒に入れ、指示された場所に提出してください。代理人による入札のときは、代表者からの「委任状」（様式9）をあわせて提出してください。
- (2) 入札書その他提出書類の記入にあたっては、ボールペン、インク等の容易に消去することができない筆記具を使用してください。
- (3) 前項に違反して記入された入札書類は、入札条件違反として取り扱うことがあ

ります。

- (4) 提出書類に不備があった場合は、入札条件違反として取り扱うことがあります。

5 入札金額の記載および訂正の制限

- (1) 入札金額は、消費税の課税事業者、免税事業者を問わず、消費税および地方消費税を含まない金額を記載してください。
- (2) 入札書に記載する数字はアラビア数字を用い、数字の前には¥（円記号）を記入してください。

【例】 ¥123,000－

- (3) 記載事項の訂正については、次のルールを厳守してください。

ア 金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所に二線を引き、その上部に正書のうえ押印し、欄外にその旨を明記してください。

【欄外記入例】「○字削除、○字加入」

イ 入札金額の訂正は、理由の如何を問わず一切認められません。なお、金額が訂正された入札書は、契約事務規程第16条第7号の規程により無効となります。

6 くじによる落札者の決定

- (1) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定します。
- (2) 前項の場合において、当該入札者はくじを辞退することができません。

7 再度の入札および回数制限

- (1) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を行います。
- (2) 入札執行回数は、2回を限度とします。なお、最終入札の結果、落札者がいない場合において、入札執行者が随意契約によることが適当でないと判断したときは、改めて指名等を行う場合があります。

8 契約の締結および不履行時の措置

- (1) 落札者は、契約事務規程第2条第1項に定める期間内に、速やかに契約の締結（契約書の提出等）を行わなければなりません。
- (2) 正当な理由なく前項の期間内に契約の締結に応じないときは、契約事務規程第2条第2項の規程に基づき、その落札は効力を失うものとします。
- (3) 期日までに契約を締結しなかった落札者又は契約後に正当な理由なく義務を履行しなかった事業者に対しては、次の措置を講ずることがあります。
 - ア 契約事務規程第7条第2項の規程に基づく入札参加資格の制限
 - イ 秋田市指名停止措置要綱の例による指名停止等の措置

9 異議の申立ての禁止

入札者は、入札後において、この心得、契約事務規程その他の入札条件等についての不知又は内容の不明を理由として、当法人が行った入札の執行その他の決定に対し異議を申し立てることはできません。